

令和8年3月6日

各位

坂城町商工会

会長 鈴木 雅視

工業部会長 櫻井 雅史

建設部会長 滝澤 毅彦

フォークリフト（1トン以上）運転技能講習の開催について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、労働安全衛生法では、最大荷重1トン以上のフォークリフト運転の業務に従事する者は、所定の講習を修了した有資格者でなければならないことになっております。

この資格取得講習を長野労働局の認定講習機関である、日本技能教習所有限会社に委託し、下記により実施いたします。

つきましては、事業所内に周知いただきますとともに、受講を希望される方は、別紙によりお申し込みいただきますようお願いいたします。

記

1 趣 旨 この講習は、労働安全衛生法第61条第1項、同施行令第20条第11号により規定されているフォークリフト運転の技能講習で、講習を修了した者には、修了証を交付し、フォークリフト運転に従事する資格を付与する。

2 講習実施機関 長野労働局長登録教習機関 登録番号第82号
日本技能教習所有限会社（長野市川中島町御厨2238-1）

3 講習日時・会場

月日	受付	講習	会場
5/9(土)	8:00～	[学科] 8:30～17:30	坂城町役場 3階 講堂 〔住所〕 坂城町大字坂城 10050 〔電話〕 0268-82-3111
5/10(日)		[実技] 8:30～17:30	坂城町役場 北側駐車場
5/16(土)			
5/17(日)			

4 受講料 34,500円（テキスト代含む）
※大型特殊自動車免許等をお持ちの場合は一部科目免除となり、受講料が減額になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

5 受講資格 大型・中型・準中型・普通自動車免許又は、大型特殊自動車免許（カタピラ限定）を有する方

6 申込期限 令和8年4月17日(金)

※裏面に続きます

- 7 申込人数 50名（先着順）
- 8 申込先 坂城町労務管理協議会事務局（坂城町役場商工農林課商工観光係内）
- 9 提出書類
- (1) 受講申込書 ※3ヶ月以上フォークリフトの運転業務に就いた経験のある者は、必ず証明欄に記載のうえ、事業所の証明を行ってください。
 - (2) 写真2枚（2.5cm×3.0cm ※裏面に氏名を記入してください。）
 - (3) 自動車免許証の写し又は、大特免許証の写し
 - (4) 外国籍の方は、在留カードの写し
 - (5) 受講料（申込期限までにお振込みをお願いいたします。事務局窓口払いも可）
 - (6) 特別教育修了書の写し（特別教育終了された方のみ）

（振込先） 八十二銀行 坂城支店（普）461009
 口座名義人 サカキマチロウムカンリキョウギカイ 坂城町労務管理協議会 サイケイガイカイケイ 歳計外会計
 〈振込手数料はご負担していただきますようお願いいたします。〉
 又は、事務局窓口まで納入をお願いいたします。

10 講習科目

	講習内容	講習時間
学科講習	荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4時間
	運転に必要な力学に関する知識	2時間
	関係法令	1時間
実技講習	走行の操作	20時間
	荷役の操作	4時間
合計		31時間

- 11 修了証交付 全科目を受講した者に対して試験を行い、合格した者に修了証を交付します。
- 12 服装 作業しやすい支度及び安全な靴（運動靴など）
- 13 持ち物
- 〈学科〉筆記用具（鉛筆）
 - 〈実技〉ヘルメット、軍手、雨具（カップ、雨天が予想される場合）
- ※雨天の場合でも講習を行いますので、必ずカップを準備してください。
 （雨傘では実技講習は受講できません）
- 14 その他 後日、参加者宛に開催についての通知をお送りいたします。
- 15 問い合わせ先
- 坂城町労務管理協議会事務局（坂城町商工農林課商工観光係）
 - 〔担当〕川島
 - 〔電話〕0268-75-6207
 - 坂城町商工会
 - 〔担当〕宮川・安島
 - 〔電話〕0268-82-3351
 - 日本技能教習所有限会社
 - 〔担当〕山口
 - 〔電話〕0265-24-0428
 - 〔携帯〕090-1660-4855